

改正案	現行
<p>第一条の二 外国会社（法第二条第一項第七号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号から第六号まで第七号の三若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号に掲げる権利の発行者をいう。以下同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類を除く。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによるものとする。</p> <p>（信託財産に係る財務諸表の用語、様式及び作成方法）</p> <p>第一条の三 特定有価証券（法第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。第二百二十七条において同じ。）の発行者が提出する信託財産に係る財務書類（前条の適用を受けるものを除く。）の用語、様式及び作成方法は、第八章に定めるところによるものとする。</p>	<p>第一条の二 外国会社（法第二条第一項第七号に掲げる外国証券投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号から第六号まで第七号の三若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十号の三に掲げる有価証券（外国法人が発行者であるものに限る。）、同項第十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号に掲げる権利の発行者をいう。以下同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類を除く。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めるところによるものとする。</p> <p>（信託財産に係る財務諸表の用語、様式及び作成方法）</p> <p>第一条の三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が提出する信託財産（同法第十四条に規定する信託財産をいう。）に係る財務諸表の用語、様式及び作成方法は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則（平成十年総理府令・大蔵省令第三十号）に定めるところによるものとする。</p>

(定義)

第八条 (略)

2~6 (略)

7 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)(第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)(については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(資産流動化法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。)(に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社(以下この項において「出資者等」という。)(から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8~15 (略)

16 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一~七 (略)

八 前二号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

17~21 (略)

(定義)

第八条 (略)

2~6 (略)

7 特別目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)(第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。)(については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社(以下この項において「出資者等」という。)(から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8~15 (略)

16 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一~七 (略)

八 へ又は下に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

17~21 (略)

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第一百九条 別記事業を営む株式会社及び指定法人のうち、次の各号に定めるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社及び指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、証券会社に関する総理府令、鉄道事業会社規則、一般旅客自動車運送事業会計規則、自動車道事業会計規則又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第 号)の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二 了七 (略)

八 特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則(平成十年総理府・大蔵省令第十号。以下「特定目的会社計算規則」という。)の適用を受ける特定目的会社(資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)については、前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するとともに、同条第一項第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。ただし、前条第一項第二号に掲

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第一百九条 別記事業を営む株式会社及び指定法人のうち、次の各号に定めるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社及び指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号)、証券会社に関する総理府令、鉄道事業会社規則、一般旅客自動車運送事業会計規則、自動車道事業会計規則又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二 了七 (略)

八 特定目的会社計算規則の適用を受ける特定目的会社(資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。)については、前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するとともに、同条第一項第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。ただし、前条第一項第二号に掲げる附属明細表を前条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産(資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。)を

げる附属明細表を前条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとし、前条第一項第五号に規定する附属明細表を前条第二項に定める様式により作成する場合には、様式第十二号中「利益準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金」と読み替えるものとする。

九 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第 号）の適用を受ける投資法人については、同規則に定める様式による有価証券明細表、不動産等明細表のうち総括表、投資法人債明細表、借入金等明細表並びに出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表を作成するものとする。

十 特定金融会社等の会計の整理に関する総理府令の適用を受ける株式会社及び指定法人については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、第一号から前号までに掲げる株式会社又は指定法人に該当する場合には、第一号から前号までに規定するところにより作成するものとする。

（外国会社の財務書類の作成基準）

第二百二十七条（略）

2～4（略）

その内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとし、前条第一項第五号に規定する附属明細表を前条第二項に定める様式により作成する場合には、様式第十二号中「利益準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金」と読み替えるものとする。

九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則の適用を受ける証券投資法人については、同規則に定める様式による有価証券明細表を作成するものとする。

十 特定金融会社等の会計の整理に関する命令の適用を受ける株式会社及び指定法人については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、第一号から前号までに掲げる株式会社又は指定法人に該当する場合には、第一号から前号までに規定するところにより作成するものとする。

（外国会社の財務書類の作成基準）

第二百二十七条（略）

2～4（略）

5 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社とその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

第八章 信託財産の財務書類

(信託財産の財務書類の作成基準)

第百三十二条 信託財産に係る財務書類の用語、様式及び作成方法については、第六条、第十一条から第七十七条まで、第七十九条から第九十八条の二まで及び第百十条から第百十八条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる財務書類の区分に応じ、当該各号に掲げる法令又は準則の定めるところによるものとする。ただし、金融庁長官が必要と認めて指示した事項及びその法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が提出する

5 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券（法第二十四条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社とその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

(新設)

(新設)

委託者指図型投資信託（同条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の信託財産（同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。）又は同法第四条に規定する信託会社等が提出する委託者非指図型投資信託（同法第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。）の信託財産（同法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。）に係る財務書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書、投資信託財産の貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第 号。次項において同じ。）

二 資産流動化法第一百二条第十五項に規定する受託信託会社等が提出する特定目的信託の信託財産に係る財務書類のうち貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書、特定目的信託の貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びに附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第 号。）

（新設）

2 前項第一号に掲げる規則の適用を受ける信託財産については、投資信託財産計算規則に定める様式による有価証券明細表、不動産等明細表のうち総括表、その他特定資産の明細表及び借入金等明細表を作成するものとする。

（新設）

3 第一項第二号に掲げる規則の適用を受ける信託財産については、第一百八条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するとともに、同条第一

項第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式に準じて作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産明細表として作成するものとし、同条第一項第五号に規定する附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、様式第十二号中「資本金」とあるのは「受益権」と読み替えるものとし、「利益準備金及び任意積立金」とあるのは「任意積立金」と読み替えるものとする。

別記 一～十六 (略)

十七 投資信託委託業

十八 投資業

十九 (略)

別記 一～十六 (略)

十七 証券投資信託委託業

十八 証券投資業

十九 (略)

改正案	現行
<p>（その他業務を営む場合の禁止行為）</p> <p>第十一条 法第四十四条第四号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十四条第二項第二号の投資信託委託業又は投資法人資産運用業に基づく信託財産の運用の指図に基づいて行つた有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為</p> <p>（弊害防止措置）</p> <p>第十二条 法第四十五条第三号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券会社とその親法人等又は子法人等が発行する有価証券（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）による格付が付与されているものを除く。）の引受け（法第二条第六項各号に掲げる行為を行うことをいう。）に係る主</p>	<p>（その他業務を営む場合の禁止行為）</p> <p>第十一条 法第四十四条第四号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十四条第二項第二号の証券投資信託委託業に基づく信託財産の運用の指図に基づいて行つた有価証券の売買その他の取引等を結了させ、又は反対売買を行わせるため、当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為</p> <p>（弊害防止措置）</p> <p>第十二条 法第四十五条第三号に規定する総理府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券会社とその親法人等又は子法人等が発行する有価証券（指定格付機関（企業内容等の開示に関する総理府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）による格付が付与されているものを除く。）の引受け（法第二条第六項各号に掲げる行為を行うことをいう。）に係る主</p>

幹事会社（元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。）の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券を除く。）の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会社（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社を受領するものより少ない会社をいう。以下この条において同じ。）となること。

三丁十（略）

幹事会社（元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。）の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券を除く。）の発行者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会社（以下この号において「引受幹事会社」という。）であつて、当該有価証券の発行価格の総額のうちその引受けに係る部分の金額（以下この号において「引受額」という。）が他の引受幹事会社の引受額より少ない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社を受領するものより少ない会社をいう。以下この条において同じ。）となること。

三丁十（略）

改正案	現行
<p>（特別の事情を有する債権）</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する特別の事情を有する債権とは、次の各号に掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては当該各号に掲げる契約に基づく債権）をいう。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二条第三項の投資信託</u></p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（特別の事情を有する債権）</p> <p>第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する特別の事情を有する債権とは、次の各号に掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては当該各号に掲げる契約に基づく債権）をいう。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 <u>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</u> <u>第二条第一項の証券投資信託</u></p> <p>十一・十二（略）</p>

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（信託財産の資産及び負債の記載）</p> <p>第三十八条の三 特定有価証券（法第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。第五十七条の二及び第六十三条において同じ。）の発行者が提出する信託財産（第二条の適用を受けるものを除く。以下同じ。）に係る中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの規則により記載することが適当でないとき、その財務諸表等規則第三百二十二条に規定する法令又は準則をいう。以下同じ。）の定めるところに準じて記載することができる。</p> <p>（信託財産の収益及び費用の記載）</p> <p>第五十七条の二 特定有価証券の発行者が提出する信託財産に係る中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの規則により記載することが適当でないとき、その財務諸表等規則第三百二十二条に規定する法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。</p> <p>（外国会社の中間財務書類の作成基準）</p> <p>第六十三条（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（外国会社の中間財務書類の作成基準）</p> <p>第六十三条（略）</p>

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、特定有価証券を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、特定有価証券(法第二十四条第一項において規定する特定有価証券をいう。)を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

改正案

現行

<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 法第二条第九項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二十二條の規定により当該会社が同法第二條第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</u></p> <p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第十二條の二 法第十條第二項第五号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七條の二第二項又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二條第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質</u></u></p>	<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 法第二条第九項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二十二條の規定により当該会社が同法第二條第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</u></p> <p>（特定社債に準ずる有価証券）</p> <p>第十二條の二 法第十條第二項第五号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）<u>第十七條の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二條第一項第三号の二又は第四号に掲げるもの</u></u></p>
--	---

を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第一条第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券(第十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

2 4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

の性質を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、証券取引法施行令第十七条の二第二項第一号又は同号イに掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百一十一号)第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券(第十二条第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

2 4 (略)

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十三条の六 銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が

第十三条の六 銀行は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(銀行の特定関係者)

第十四条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が

委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二十八条に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該法人等が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三（略）

委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により当該法人等が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一十二 (略)

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業(外国においてはこれらと同種類のもの。同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務)投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。(を含む。)

十四 一三六 (略)

三 一七 (略)

(特定取引)

第十七条の八 法第十七条の二第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 一 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第十七条の十三及び第十七条の十四において「資産対応証券」という。)(の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一十二 (略)

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第九条項に規定する証券投資信託委託業(外国においてはこれと同種類のもの)

十四 一三六 (略)

三 一七 (略)

(特定取引)

第十七条の八 法第十七条の二第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 一 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第十七条の十三及び第十七条の十四において「資産対応証券」という。)(の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十七条の十三及び第十七条の十四に

る。第十七条の十三及び第十七条の十四において同じ。
四〇十五（略）

において同じ。
四〇十五（略）

改正案	現行
<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第四条の四（略）</p> <p>2 法第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二十一条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五（略）</p> <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（十二）（略）</p> <p>十三 投資信託及び投資法人に関する法律第一条第十六項に規定す</p>	<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第四条の四（略）</p> <p>2 法第十三条の二第三項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第十条に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の五（略）</p> <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（十二）（略）</p> <p>十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第一条第九項に</p>

る投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（外国においてはこれらと同種類のもの。同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務）投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）を含む。）

十四～三十六（略）

3～7（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法第一条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券（第三条第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2・3（略）

規定する証券投資信託委託業（外国においてはこれと同種類のもの）

十四～三十六（略）

3～7（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一（略）

二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券（第三条第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2・3（略）

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十二条の四 長期信用銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該長期信用銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、長期信用銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十二条の四 長期信用銀行は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該長期信用銀行の営業所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、長期信用銀行が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(長期信用銀行の特定関係者)

第十三条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指

図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定取引）

第十六条の二の三 銀行法第十七条の二第一項に規定する総理府令で

図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定取引）

第十六条の二の三 銀行法第十七条の二第一項に規定する総理府令で

定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第十六条の七及び第十六条の八において「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十六条の七及び第十六条の八において同じ。)

三 十五 (略)

定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第十六条の七及び第十六条の八において「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十六条の七及び第十六条の八において同じ。)

三 十五 (略)

改正案	現行
<p>（金庫等が所有する株式等）に含めない株式等）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式等で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれ、総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十一条の規定により子会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十一条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲</p>	<p>（金庫等が所有する株式等）に含めない株式等）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式等で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれ、総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十一条の規定により子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十一条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十三条第三項第五号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券（同</p>

ける有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。()であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

5・6 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 (略)

2 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇十二 (略)

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業(信用金庫連合会にあつては、外国におけるこれらと同種類のものを含み、同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務)投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理

項に掲げる有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。()であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、証券取引法施行令第十七条の二第二項第一号イ又は同号イに掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。

5・6 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 (略)

2 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇十二 (略)

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業(信用金庫連合会にあつては、外国におけるこれと同種類のものを含む。)

を行うものに限る。)を含む。))

十四(三十六) (略)

3(7) (略)

(特定取引)

第十条の十三 法第五十五条の三第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の

四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証

券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する

有価証券(以下この号、第十条の十八及び第十条の十九において

「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際

して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する

者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。

第十条の十八及び第十条の十九において同じ。))

四(十五) (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十五条の五 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

十四(三十六) (略)

3(7) (略)

(特定取引)

第十条の十三 法第五十五条の三第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び

第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令(昭和四十年政令第

三百二十一号)第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証

券(以下この号、第十条の十八及び第十条の十九において「資産

対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当

該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がな

い場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第十

条の十八及び第十条の十九において同じ。))

四(十五) (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十五条の五 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券（第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十五条の六 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(金庫の特定関係者)

第十六条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、金庫又は法人等が金銭又は有

一 (略)

二 証券取引法施行令第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券（第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。）

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2 (略)

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十五条の六 金庫は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(金庫の特定関係者)

第十六条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、金庫又は法人等が金銭又は有

価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により法人等が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により法人等が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制

価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定により法人等が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定目的会社

限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第十一条の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推定する。

及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第十一条の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推定する。

改正案	現行
<p>(業務の種類)</p> <p>第三条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる区分により、その引き受ける信託の種類を記載しなければならない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十一 特定持分(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第六条に規定する特定持分をいう。)の信託</p> <p>十一 その他の信託</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(業務の種類)</p> <p>第三条 信託業務を営む金融機関は、業務の種類及び方法書に次に掲げる区分により、その引き受ける信託の種類を記載しなければならない。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第六十九条の総理府令で定める者は次に掲げるものとする。</p> <p>一）十二（略）</p> <p>十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者</p> <p>十四 投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条第二十九項に規定する外国投資法人</p> <p>十五（略）</p> <p>6（略）</p>	<p>（契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 法第六十九条の総理府令で定める者は次に掲げるものとする。</p> <p>一）十二（略）</p> <p>十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者</p> <p>十四 証券投資法人及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第二十項に規定する外国証券投資法人</p> <p>十五（略）</p> <p>6（略）</p>

改正案	現行
<p>（特例対象株券等の保有者である証券会社等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者、<u>投資信託</u>の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者</p> <p>三（略）</p>	<p>（特例対象株券等の保有者である証券会社等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する証券会社、銀行、信託会社その他の総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券会社、銀行、信託会社、保険会社、証券投資信託委託業者、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二十四条第一項の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者、<u>証券投資信託</u>の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者</p> <p>三（略）</p>

改正案	現行
<p>（信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等に含めない株式等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該信用協同組合等の子会社が同法第一条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号又は法第四条の四第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p>	<p>（信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等に含めない株式等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 法第四条の二第一項第二号又は法第四条の四第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p>

一〇十二 (略)

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業(同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。)を含む。)

十四〇三十六 (略)

三〇七 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二十条第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する総理府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条第四項第六号(同条第八項において準用する場合を含む。))に規定する証券又は証書を除く。)

一〇十二 (略)

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第九項に規定する証券投資信託委託業

十四〇三十六 (略)

三〇七 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法施行令第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する総理府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条第四項第六号(同条第八項において準用する場合を含む。))に規定する証券又は証書を除く。)

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第五条の九 信用協同組合等は、投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条に規定する投資信託委託業者が当該信用協同組合等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(信用協同組合等の特定関係者)

第六条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、信用協同組合等又は法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信用協同組合等又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券（次条において「受益証券等」という。）

2・3 (略)

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第五条の九 信用協同組合等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該信用協同組合等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(信用協同組合等の特定関係者)

第六条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、信用協同組合等又は法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信用協同組合等又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法

律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条の規定により当該法人等が同法第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第三条の

律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の法人等が同法第十条に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。）に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項に規定する特別目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第三条の二第一項第一号に規定する信用協同組合等の子法

二第一項第一号に規定する信用協同組合等の子法人等に該当しない
ものと推定する。

人等に該当しないものと推定する。

改正案	現行
<p>（有価証券の取得の申込みの勧誘に類する行為）</p> <p>第三条 法第一条第三項各号列記以外の部分に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 特定目的信託の受益証券及び法第一条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者（当該信託の受託者と信託契約を締結した者をいう。以下この条及び第八条において同じ。）が当該有価証券（原委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するた めに行う当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>二 法第一条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の 三の権利及び法第二条第二項第一号に掲げる権利 当該権利に係る信託の原委託者が当該権利（原委託者が譲り受けたものを除く）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘</p> <p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第四条 法第一条第三項第一号に規定する総理府令で定める者（以下</p>	<p>（有価証券の取得の申込みの勧誘に類する行為）</p> <p>第三条 法第一条第三項各号列記以外の部分に規定する総理府令で定めるものは、法第一条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利について、当該権利に係る信託の委託者が当該権利（委託者が譲り受けたものを除く。）を譲渡するために行う当該権利の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘とする。</p> <p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第四条 法第一条第三項第一号に規定する総理府令で定める者（以下</p>

この条において「適格機関投資家」という。は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一・二（略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者

三の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十九項に規定する投資法人

三の三 投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第二十九項に規定する外国投資法人

四十六（略）

2～4（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第五条 令第一条の五に規定する総理府令で定める方式は、当該有価証券に適格機関投資家（第四条第一項各号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる

この条において「適格機関投資家」という。は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一・二（略）

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十条第十項に規定する証券投資信託委託業者

三の二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第十一項に規定する証券投資法人

三の三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第二十項に規定する外国証券投資法人

四十六（略）

2～4（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第五条 令第一条の五に規定する総理府令で定める方式は、当該有価証券に適格機関投資家（第四条第一項各号に規定する適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この項において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること及び次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 社債券（法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券を含む）

投資法人債券及び同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するものを含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの（転換社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）及び新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条において同じ。）を除く。以下この号において「普通社債券等」という。）次に掲げるすべての要件

イ・ロ（略）

二（略）

三 外国投資信託の受益証券及び法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

2 令第一条の五に規定する総理府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一（略）

二 投資信託の受益証券又は特定目的信託の受益証券

イ〜ハ（略）

3 令第一条の五第一号に規定する総理府令で定める有価証券は、法

以下同じ。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。以下この号において「普通社債券等」という。）次に掲げるすべての要件

イ・ロ（略）

二（略）

三 外国証券投資信託の受益証券及び法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三に定める権利 当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

2 令第一条の五に規定する総理府令で定める場合は、当該有価証券が次の各号に掲げる有価証券である場合であつて、当該有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一（略）

二 証券投資信託の受益証券

イ〜ハ（略）

3 令第一条の五第一号に規定する総理府令で定める有価証券は、法

第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、令第一条の五第一号に規定する株券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資証券に類する証券を除く。）、同号に規定する新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものとする。

（同一種類の他の有価証券）

第六条 令第一条の六に規定する総理府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券のうち、次号から第三号の二までに掲げる有価証券以外のもので、償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

二（略）

二の二 資産流動化法に規定する転換特定社債券

イ 第一号に定める事項

ロ 転換により発行される優先出資（資産流動化法に規定する優先出資をいう。以下この号及び第三号の二において同じ。）

口の発行価額並びに優先出資に係る利益又は利息の配当、残余財産の分配及び利益を用いて行う当該優先出資の消却の方法）

第三号の二及び第四号の三において「優先出資に係る利益の配

当等」といふ。）の内容

第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、令第一条の五第一号に規定する株券（法第二条第一項第七号の二に掲げる外国投資証券を除く。）、同号に規定する新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものとする。

（同一種類の他の有価証券）

第六条 令第一条の六に規定する総理府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券のうち、次号及び第三号に掲げる有価証券以外のもの償還期限及び利率（割引の方法により発行されるものにあつては償還期限）

二（略）

（新設）

三 (略)

三の二 資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券

イ 第一号に定める事項

ロ 新優先出資引受権の行使により発行される優先出資一口の発行価額及び優先出資に係る利益の配当等の内容

四 (略)

四の二 法第二条第一項第五条の二に掲げる有価証券(優先出資引受権を表示する証書を除く。) 優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。)に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第一条第五項に規定する普通出資の増加によって得た資金をもつて行う優先出資の消却の方法

四の三 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券(新優先出資引受権を表示する証書を除く。) 優先出資に係る利益の配当等の内容

五 投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利

イ 信託財産

ロ 信託の元本の償還及び収益の分配の方法

ハ 信託の元本の償還期限

三 (略)

(新設)

四 (略)

四の二 法第二条第一項第五条の二に掲げる有価証券(優先出資引受権を表示する証書を除く。) 優先出資(次号に規定する優先出資を除く。以下この号において同じ。)に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う優先出資の消却及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第一条第五項に規定する普通出資の増加によって得た資金をもつて行う優先出資の消却の方法

四の三 法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)(第二条第三項に規定する優先出資に係る利益の配当及び残余財産の分配)

五 証券投資信託及び外国証券投資信託の受益証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権利

イ 信託財産

ロ 信託の元本の償還及び収益の分配の方法

ハ 信託の元本の償還期限

六 投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 投資口に係る金銭の分配の内容

六の二 特定目的信託の受益証券

イ 特定目的信託に係る契約期間

ロ 特定信託財産（特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令（平成五年大蔵省令第二十二号。第九条において「特定有価証券開示府令」という。）第一条第九号の三に規定する特定信託財産をいう。以下第九条において同じ。）

ハ 受益権に係る金銭の分配の内容

七〇九（略）

九の二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 第六号の二に定める事項

十・十一（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第七条（略）

2（略）

3 令第一条の七第三号に規定する総理府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一・二（略）

三 投資信託の受益証券 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ（略）

六 投資証券及び外国投資証券 投資口に係る金銭の分配の内容

（新設）

七〇九（略）

（新設）

十・十一（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第七条（略）

2（略）

3 令第一条の七第三号に規定する総理府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一・二（略）

三 証券投資信託の受益証券 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ（略）

四 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

一八 (略)

四の二 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの

第三号に定める要件に該当する場合

五七 (略)

(権利の発行)

第八条 法第二条第五項に規定する総理府令で定める有価証券は、特定目的信託の受益証券、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの及び同項第十号の三に掲げる有価証券とする。

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする総理府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 特定目的信託の受益証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するもの 当該有価証券に係る信託の原委託者及び受託者

二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券 当該有価証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者

3・4 (略)

四 外国証券投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

一八 (略)

(新設)

五七 (略)

(権利の発行)

第八条 法第二条第五項に規定する総理府令で定める有価証券は、同条第一項第十号の三に掲げる有価証券とする。

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする総理府令で定める者は、前項に規定する有価証券に表示される権利に係る有価証券を発行し、又は発行しようとする者とする。

3・4 (略)

(目論見書の定義に係る事項)

第九条 法第二条第十項に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 令第三条の四各号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る信託財産(当該有価証券のうち外国法人の発行するものに係る財産で、信託財産に相当するものを含む。)、特定有価証券開示府令第一条第九号の二に規定する管理資産又は特定信託財産に関する事項

二 (略)

(目論見書の定義に係る事項)

第九条 法第二条第十項に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 令第三条の四各号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る信託財産(当該有価証券のうち外国法人の発行するものに係る財産で、信託財産に相当するものを含む。)又は特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第一条第九号の二に規定する管理資産に関する事項

二 (略)

証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める総理府令（平成五年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>証券取引法施行令（昭和四十年政令第二百一十一号）第三条の四第四号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第九項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するものうち、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第四号、第五号、第六号若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもので前号に掲げる要件をいずれも満たすもの又は同項第三号の二若しくは第五号の三に掲げるものの性質を有するもの。</p> <p>二の二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第七号の四に掲げる有価証券の性質を有するもの。</p> <p>三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、証券取引法施行令第三条の四第一号から第三号までに掲げる有価証券又は前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの。</p>	<p>証券取引法施行令（昭和四十年政令第二百一十一号）第三条の四第四号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第四号又は第八号に掲げる有価証券（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第七項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するものうち、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第四号、第五号、第六号若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもので前号に掲げる要件をいずれも満たすもの又は同項第三号の二若しくは第五号の三に掲げるものの性質を有するもの。</p> <p>（新設）</p> <p>三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、証券取引法施行令第三条の四第一号から第三号までに掲げる有価証券又は前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの。</p>

特定有価証券の内容等の開示に関する総理府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券 法第二条第一項第七号に掲げる投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 内国投資証券 法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券及び投資法人債券をいう。</p> <p>二の三・三 (略)</p> <p>四 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号の三に掲げる有価証券、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）<u>（第一条第九項に規定する特定約束手形並びに証券取引法施行令第三条の四第</u>四号に掲げる特定有価証券を定める総理府令（平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券府令」という。）<u>（第一号に掲げる有価証券をいう。</u></p> <p>ロ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二二 (略)</p> <p>二の二 内国投資信託証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国投資信託受益証券 法第二条第一項第七号に掲げる証券投資信託の受益証券をいう。</p> <p>ロ 内国投資証券 法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券をいう。</p> <p>二の三・三 (略)</p> <p>四 資産流動化証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内国資産流動化証券 法第二条第一項第三号の二及び第五号の三に掲げる有価証券、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）<u>（第一条第七項に規定する特定約束手形並びに証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める総</u>理府令（平成五年大蔵省令第十五号。以下「特定有価証券府令」という。）<u>（第一号に掲げる有価証券をいう。</u></p> <p>ロ (略)</p>

四の二 資産信託流動化受益証券 次に掲げるものをいう。

イ 内国資産信託流動化受益証券 法第一条第一項第七号の四に掲げる有価証券をいう。

ロ 外国資産信託流動化受益証券 特定有価証券府令第二号の二に掲げる有価証券をいう。

五・五の二 (略)

六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ、第四号の二イ及び第五号に掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものを除く。)をいう。

七 外国特定有価証券 第二号の三、第三号、第四号ロ及び第四号の二ロに掲げる有価証券並びに第五号の二に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものに限り。)をいう。

八 ファンド 投資信託証券の発行者が当該投資信託証券の所有者のために主として有価証券、不動産その他の特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用する財産をいう。

九・九の二 (略)

九の三 特定信託財産 資産信託流動化受益証券に係る信託契約の受託者が当該資産信託流動化受益証券に係る金銭の分配のために管理、運用又は処分する財産をいう。

十・二十三 (略)

(新設)

五・五の二 (略)

六 内国特定有価証券 第二号の二、第四号イ及び第五号に掲げる有価証券並びに前号に掲げる有価証券(内国法人が発行者であるものに限り。)をいう。

七 外国特定有価証券 第二号の三、第三号及び第四号ロに掲げる有価証券並びに第五号の二に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものに限り。)をいう。

八 ファンド 投資信託証券の発行者が当該投資信託証券の所有者のために有価証券に対する投資として運用する財産をいう。

九・九の二 (略)

(新設)

十・二十三 (略)

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

一～四 (略)

四の二 内国資産信託流動化受益証券 第二号の四様式

四の三 外国資産信託流動化受益証券 第二号の五様式

五・六 (略)

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二・三 (略)

3 (略)

(有価証券通知書に関する規定の準用)

第七条 前二条の規定は、発行価額の総額が一億円以上である投資信託証券及び資産信託流動化受益証券を募集によらないで発行する場合に準用する。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

五・六 (略)

2 有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 定款又は約款

二・三 (略)

3 (略)

(有価証券通知書に関する規定の準用)

第七条 前二条の規定は、発行価額の総額が一億円以上である投資信託証券を募集によらないで発行する場合に準用する。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする

する特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第三条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店の所在地）原委託者が個人である場合にあつては、住所）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下、「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下、「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一～四（略）
- 四の二 内国資産信託流動化受益証券 第五号の四様式
- 四の三 外国資産信託流動化受益証券 第五号の五様式
- 五・六（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する総

する特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一～四（略）
- （新設）
- （新設）
- 五・六（略）

（有価証券届出書の記載の特例）

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する総

理府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 投資法人債券、外国投資証券（投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。）又は資産流動化証券（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（以下「特定優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第五号、第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ ト （略）

チ 投資法人債管理会社若しくは投資法人債の管理会社、社債管理会社若しくは社債の管理会社、特定社債管理会社若しくは特定社債の管理会社又はこれらに類する管理会社（以下この号及び第二十五条第四項第二号八において「投資法人債管理会社等」という。）の名称及びその住所

リ 投資法人債管理会社等の委託の条件

一の二 （略）

一の三 資産信託流動化受益証券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ 発行価格

ロ 申込証拠金

ハ 申込取扱場所

二 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

理府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 資産流動化証券（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券（以下「特定優先出資証券」という。）及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第五号、第五号の三又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ ト （略）

チ 社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

リ 社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

一の二 （略）

（新設）

ホ 引受口数及び引受けの条件

二・三(略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ及び八からへまでに掲げる書類並びに第一号に掲げる書類(第一号ロに掲げる書類に該当するものを除く。)については、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

- 一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合

イ 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

ロ (略)

ハ ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産、管理資産若しくは特定信託財産に関し業務上密接な関係を有する法人(以下「関係法人」という。)のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面

二つへ (略)

二・三(略)

(有価証券届出書の添付書類)

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、第一号イ及び八からへまでに掲げる書類並びに第一号に掲げる書類(第一号ロに掲げる書類に該当するものを除く。)については、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

- 一 外国特定有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書の場合

イ 定款又は約款

ロ (略)

ハ ファンドの資金を運用する法人又はファンド、信託財産若しくは管理資産に関し業務上密接な関係を有する法人(以下「関係法人」という。)のうち主要なものとの間に締結した契約の契約書の写し又は締結しようとする契約の内容を記載した書面

二つへ (略)

二 (略)

2 (略)

(届出目論見書の記載内容)

第十五条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書又は届出仮目論見書につき、法第十三条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして総理府令で定めるものは、第四号様式第三部、第四号の二様式第三部、第五号様式第三部、第五号の三様式第四部、第五号の四様式第四部、第五号の五様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

(届出仮目論見書の記載内容の一部省略)

第十六条 法第十三条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる事項以外の事項及び第十一条に定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一 (略)

二 ファンド、信託財産、管理資産又は特定信託財産の状況に関する

二 (略)

2 (略)

(届出目論見書の記載内容)

第十五条 特定有価証券の発行者が作成する届出目論見書又は届出仮目論見書につき、法第十三条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして総理府令で定めるものは、第四号様式第三部、第四号の二様式第三部、第五号様式第三部、第五号の三様式第四部又は第六号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

(届出仮目論見書の記載内容の一部省略)

第十六条 法第十三条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により、届出仮目論見書の記載内容のうち、省略することができるものとして総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる事項以外の事項及び第十一条に定める事項を記載しないで有価証券届出書を提出した場合における当該有価証券届出書に記載されていない事項とする。

一 (略)

二 ファンド、信託財産又は管理資産の状況に関する事項

る事項

三・四 (略)

2・3 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書(三通)当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四 (略)

四の二 内国資産信託流動化受益証券 第八号の四様式

四の三 外国資産信託流動化受益証券 第八号の五様式

五・六 (略)

2 (略)

(有価証券報告書の提出が免除される者)

第二十二條の二 法第二十四條第五項において準用する同条第一項本文及び第三項に規定する総理府令で定める有価証券は、資産信託流動化受益証券とし、同条第五項において準用する同条第一項本文及

三・四 (略)

2・3 (略)

(有価証券報告書の記載内容等)

第二十二條 法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書(三通)を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

五・六 (略)

2 (略)

(新設)

び第三項に規定する総理府令で定める者は、原委託者とする。

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二 四 (略)

4 六 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第一項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、約款若しくは規約又は信託契約書

二 六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 内国特定有価証券

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は約款

二 四 (略)

4 六 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2 特定有価証券に係る令第四条第四項において準用する同条第一項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款又は約款

二 六 (略)

3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 (略)

二 内国特定有価証券

イ (略)

ロ 内国投資証券(法第二条第一項第七号の二に掲げる投資証券に限る。) 基準特定期間の末日において投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条に規定する投資主名簿に記載されている者の数

ハ 内国投資証券(ロに掲げるものを除く。) 基準特定期間の末日において投資法人債管理会社等の有する当該投資法人債券の所有者の名簿に記載されている者の数

ニ (略)

ホ 内国資産信託流動化受益証券 基準特定期間の末日において資産流動化法第七十五条に規定する権利者名簿に記載されている者の数

ヘ (略)

5
7 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種

イ (略)

ロ 内国投資証券 基準特定期間の末日において証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第八十二条に規定する投資主名簿に記載されている者の数

(新設)

ハ (略)

(新設)

ニ (略)

5
7 (略)

(有価証券報告書の添付書類)

第二十七条 特定有価証券の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類として法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)とする。ただし、定款等について、当該有価証券報告書に記載されたもの又は当該有価証券報告書提出前五年以内に当該有価証券報告書に係る特定有価証券と同一の種

類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国投資信託証券の発行者

イ 定款、約款又は規約（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ（略）

一の二・二（略）

三 内国資産流動化証券の発行者

イ 定款

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した直近の事業年度に係る商法第二百八十一条第一項第一号及び第二号に掲げる書類（資産流動化法第八十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を含む。）で、定時株主総会（資産流動化法に規定する定時社員総会を含む。）の承認を受けたもの（外 国法人にあつては、これらに準ずるもの）

四（略）

四の二 内国資産信託流動化受益証券

イ 信託契約書（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 当該有価証券報告書の提出者及び当該提出者の主要な関係法人について、当該有価証券に係る特定期間末日以前に終了した

類の特定有価証券について提出された有価証券報告書に添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国投資信託証券の発行者

イ 定款又は約款（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ（略）

一の二・二（略）

三 内国資産流動化証券の発行者

イ 定款

ロ 第一号ロに掲げる書類

四（略）

（新設）

直近の事業年度に係る商法第一百八十一条第一号及び第一号に掲げる書類で、定時株主総会の承認を受けたもの（外国人にあつては、これらに準ずるもの）

四の三 外国資産信託流動化受益証券

イ 約款又は信託契約書（当該有価証券報告書が有価証券届出書と同時に提出される場合のものを除く。）

ロ 第一号の二ロから二までに掲げる書類

五（略）

2（略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四（略）

四の一 内国資産信託流動化受益証券 第十一号の四様式

四の三 外国資産信託流動化受益証券 第十一号の五様式

（新設）

五（略）

2（略）

（半期報告書の記載内容等）

第二十八条 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一～四（略）

（新設）

（新設）

五・六 (略)

2・3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に二を加えた通数)を作成し、財務局長等に提出しなればならない。

一・二 (略)

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、又は当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画について、重要な変更があった場合

イ・ロ (略)

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合(同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合)の当該期間に係る有価証券報告書が

五・六 (略)

2・3 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなればならない。

一・二 (略)

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針又は当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画について、重要な変更があった場合

イ・ロ (略)

四 第二十三条ただし書の規定により、六月ごとに有価証券報告書が提出されている場合(同条ただし書の規定により、休日の翌日を特定期間の末日とした場合)の当該期間に係る有価証券報告書が

提出された場合を含む。)において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間(一月に満たない場合は一月)が到来した場合 当該特定有価証券に係る信託財産又は特定信託財産の計算に関する書類

3・4 (略)

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合は、当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に限る。)の本店(提出者が外国人である場合には、第九条の規定による代理人。以下、本条において同じ。)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)又は、福岡財務支局。以下、次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 資産信託流動化受益証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類は、前項に規定する財務局のほか、原委託者管轄財務局等に備え置き、公衆の縦覧に供する。

第三十二条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出した者(個人を除く。)は、同条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によりこ

提出された場合を含む。)において、当該特定有価証券に係る信託の計算期間(一月に満たない場合は一月)が到来した場合 当該特定有価証券に係る信託財産の計算に関する書類

3・4 (略)

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者の本店(提出者が外国人である場合には、第九条の規定による代理人)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)又は、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供する。

(新設)

第三十二条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出した者は、同条第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によりこれらの書類の写し

<p>2 (略)</p>	<p>これらの書類の写しを公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本 店若しくは<u>主要な支店又は主要な事務所</u>の営業時間中行わなければ ならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>を公衆の縦覧に供する場合には、当該発行者の本店又は<u>主要な支店</u> の営業時間中しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 法第二条第十四項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図</p>	<p>（会社が所有する株式等に含まない株式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 法第二条第十四項の規定により、信託財産である株式等で、会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により当該会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（保険会社の取締役の兼職制限等に係る特定関係者）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項各号に規定する議決権には、法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該法人等に指図</p>

を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証券
券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決
権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条
第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合
員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が
議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責
任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指
図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた
日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議
決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が
委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使に
ついて指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関する
法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第十八項に
規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う
株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令の規定によ
り当該法人等が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委
託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う
株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五
号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制
限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項に
おいて同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ず
る収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同法第二条第

を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社及び証
券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決
権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条
第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合
員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任組合員が
議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責
任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指
図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた
日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議
決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該法人等が
委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使に
ついて指図を行うことができるもの(証券投資信託及び証券投資法
人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二条第
十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について
指図を行う株式等及び同法第二十二条の規定に相当する外国の法令
の規定により当該法人等が同法に相当する外国の法令の規定により
証券投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使につ
いて指図を行う株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法
律(平成十年法律第百五号)第二条第二項に規定する特定目的会社
及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業
体をいう。以下この項において同じ。)については、適正な価額で
譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券

十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定社債に準ずる有価証券）

第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（証券業務に付随する業務）

第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定社債に準ずる有価証券）

第五十二条の二 法第九十八条第一項第四号の二に規定する有価証券として総理府令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、証券取引法施行令第十七条の二第二項第一号イ又は同号イに掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。

（証券業務に付随する業務）

第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券若しくは外国投資証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において「投資証券」という。）の保護預り
- 二 五（略）

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

- 一（略）
- 二 証券取引法第二十一条第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同法第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券（第五十二条第六号に規定する証券又は証券書を除く。）
- 三・四（略）
- 2・3（略）

（投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

- 一 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券若しくは外国投資証券（以下この条、第五十三条の二及び第五十三条の三において「投資証券」という。）の保護預り
- 二 五（略）

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

- 一（略）
- 二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券（第五十二条第六号に規定する証券又は証券書を除く。）
- 三・四（略）
- 2・3（略）

（証券投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）

第五十三条の三 保険会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該保険会社の営業所又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第一号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十五 (略)

二十六 投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業(外国においてはこれと同種類のもの。同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。)を含む。)

二十七 四十二 (略)

三 七 (略)

(特定取引)

第五十三条の三 保険会社は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該保険会社の営業所又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第六十六条第二項第一号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十五 (略)

二十六 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第九項に規定する証券投資信託委託業(外国においてはこれと同種類のもの)

二十七 四十二 (略)

三 七 (略)

(特定取引)

第六十一条の二 法第百十二条の二第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証券並びに同項第四号及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第六十一条の七及び第六十一条の八において「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第六十一条の七及び第六十一条の八において同じ。)

四 十五 (略)

第六十一条の二 法第百十二条の二第一項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号、第五号の三及び第九号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券(以下この号、第六十一条の七及び第六十一条の八において「資産対応証券」という。)の引受け(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第六十一条の七及び第六十一条の八において同じ。)

四 十五 (略)

改正案

現行

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第八十五条第一項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書、法第九十五条第四項に規定する公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨並びに法第九十九条第三項に規定する公告すべき貸借対照表の要旨の記載方法は、この府令の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第八十五条第一項に規定する貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書、法第九十五条第四項に規定する公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨並びに法第九十九条第三項に規定する公告すべき貸借対照表の要旨の記載方法は、この府令の定めるところによる。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定目的借入れ」、「特定社員」、「優先出資社員」又は「特定譲渡人」とは、それぞれ法第二条、第六条、第二十六条又は第百五十条の三に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社債、特定約束手形、資産対応証券、特定目的借入れ、特定社員、優先出資社員又は特定譲渡人をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「特定資産」、「特定目的会社」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定約束手形」、「特定資産の流動化」、「資産流動化計画」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条、第四条第一項第四号又は第二十六条に規定する特定資産、特定目的会社、優先出資、特定出資、特定社債、特定約束手形、特定資産の流動化、資産流動化計画、特定社員又は優先出資社員をいう。</p>

2 (略)

(会計方針の注記等)

第四条 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2・3 (略)

(特定資産の部)

第十条 (略)

2 特定資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に区分しなければならない。

3 前項の各部は、有価証券、買入指名金銭債権、建物、特許権その他の特定資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 (略)

(会計方針の注記等)

第四条 資産の評価の方法、固定資産(特定資産の部に記載されるものを含む。)の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2・3 (略)

(特定資産の部)

第十条 (略)

2 特定資産の部は、建物、買入指名金銭債権、信託の受益権その他の特定資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

3 特定資産の部に記載すべき金銭債権であつて、次に掲げるものは、特別の科目を設けて記載しなければならない。

一 破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなるもの

二 履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるもの

4 法第三十八条第二項第九号又は第一百十条第二項第十四号に規定する特定資産の価格につき調査した結果は、注記しなければならない。

(削る)

(その他の資産の部)

第十一条 (略)

2 (略)

3 前項の各部分は、現金及び預金、受取手形、建物その他のその他の資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未収入金等)

第十二条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなのは、

(新設)

(特定資産の部に関する準用規定)

第十一条 第十五条並びに第十六条第一項及び第二項の規定は特定資産の部に記載すべき金銭債権について、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定は特定資産の部に記載すべき有形固定資産について、第二十四条及び第二十六条の規定は特定資産の部に記載すべき固定資産について、それぞれ準用する。

(その他の資産の部)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前項の各部分は、現金及び預金、受取手形、建物その他の資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未収入金等)

第十三条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権(特定資産の部に記載すべきものを除く。以下同じ。)は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後

投資等の部に記載しなければならない。

(預金等)

第十三条 (略)

(支配社員に対する金銭債権)

第十四条 (略)

(取立不能の見込額)

第十五条 第十二条及び第十三条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 (略)

3 その他の資産の部に記載すべき資産については、取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(短期保有の株式等)

第十六条 市場価格のある株式及び社債(国債、地方債その他の債券を含む。以下同じ。)のうち、特定資産の部に属し資産流動化計画に従って決算期後一年以内に処分する目的で保有するものは、流動

一年以内に弁済を受けられないことが明らかなのは、投資等の部に記載しなければならない。

(預金等)

第十四条 (略)

(支配社員に対する金銭債権)

第十五条 (略)

(取立不能の見込額)

第十六条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 (略)

3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(短期保有の有価証券)

第十七条 取引所の相場のある有価証券(法第百五十三条第一号に規定するものに限る。以下同じ。)で決算期後一年以内に処分する目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。た

資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年を超えて保有する目的で取得したものは、投資等の部に記載することができる。

2 市場価格のある株式及び社債のうち、その他の資産の部に属し時価の変動により利益を得る目的で保有するものは、流動資産の部に記載しなければならない。

3 決算期後一年以内に償還期限の到来する社債（前二項に規定する社債を除く。）は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の償還期限が一年を超えるものは、投資等の部に記載することができる。

（自己の特定持分又は自己の優先出資）

第十七条（略）

（前払費用）

第十八条（略）

（繰延税金資産）

第十九条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

ただし、当初一年を超えて保有する目的で取得したものは、投資等の部に記載することができる。

（新設）

（新設）

（自己の特定持分又は自己の優先出資）

第十八条（略）

（前払費用）

第十九条（略）

（新設）

(時価が著しく低い場合の注記)

第二十条 (略)

2 前項の規定は、市場価格のある株式及び社債に準用する。

(有形固定資産の償却)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 その他の資産の部に記載すべき資産については、減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(長期前払費用)

第二十七条 第十八条の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期繰延税金資産)

第二十七条の二 第十九条の規定により流動資産の部に記載された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期金銭債権)

第二十八条 第十二条及び第十三条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければならない。

(時価が著しく低い場合の注記)

第二十条 (略)

2 前項の規定は、取引所の相場のある有価証券に準用する。

(有形固定資産の償却)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(長期前払費用)

第二十七条 第十九条の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。

(新設)

(長期金銭債権)

第二十八条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければならない。

2 第十四条及び第十五条の規定は、前項の金銭債権に準用する。

(長期保有の株式等)

第三十条 第十六条の規定により流動資産の部に記載された株式及び社債以外の株式及び社債は、投資等の部に記載しなければならない。

2 前項の規定は、市場価格のない株式及び社債並びに有限会社の社員^員の持分その他出資による持分に準用する。

3 第十五条の規定は、前項の社債に準用する。

(繰延資産)

第三十一条の二 開業準備のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、開業後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

第三十一条の三 次の各号の目的のために特別に支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、その支出後五年以内に毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

一 新製品又は新技術の研究

二 資源の開発

2 第十五条及び第十六条の規定は、前項の金銭債権に準用する。

(長期保有の有価証券)

第三十条 第十七条の規定により流動資産の部に記載された有価証券以外の有価証券は、投資等の部に記載しなければならない。

2 前項の規定は、取引所の相場のない有価証券に準用する。

3 第十六条の規定は、前項の有価証券のうち国債、地方債、社債その他の債券に準用する。

(新設)

(新設)

第三十二条 前二条並びに法第七百七条において準用する商法第二百八十六條及び第二百八十六條ノ四から第二百八十七條までに規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(負債の部)

第三十四条 (略)

2 前項の各部は、営業未払金、支払手形、特定約束手形、特定社債、特定目的借入れその他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

3 前項の特定社債は、内容の異なる数種類の特定社債を発行する場合には、その種類ごとに記載しなければならない。

(繰延税金負債)

第三十七条の二 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(長期金銭債務)

第三十八条 (略)

2 第三十七条の規定は、前項の金銭債務に準用する。

(繰延資産)

第三十二条 法第七百七条において準用する商法第二百八十六條及び第二百八十六條ノ四から第二百八十七條までに規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(負債の部)

第三十四条 (略)

2 前項の各部は、営業未払金、支払手形、特定約束手形、特定社債その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(新設)

(新設)

(長期金銭債務)

第三十八条 (略)

2 前条の規定は、前項の金銭債務に準用する。

(長期繰延税金負債)

第三十八条の二 第三十七条の二の規定により流動負債の部に記載された繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載しなければならぬ。

(引当金の部等)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

(削る)

(削る)

(繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法)

第四十二条の二 第十九条の規定により流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と第三十七条の二の規定により流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。第二十七条の二の規定により投資等の部に記載すべき繰延税金資産と第三十八条の二の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合について、同様とする。

(新設)

(引当金の部等)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金で、他の部に記載することが相当でないものは、引当金の部に記載しなければならない。

5 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金については、その法令の条項を付記しなければならない。

(新設)

(資本の部)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 資産につき時価を付すものとした場合(法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項(これらの規定を法第百条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)(の場合を除く。)(には、その資産の評価差額金(当期利益又は当期損失として計上したものを除く。)(は、第一項の規定にかかわらず、資本の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければならない。)

4 法第百一条の二の超過額がある場合には、当該超過額は、第一項の規定にかかわらず、資本の部に別に減資剰余金の部を設けて記載しなければならない。

第四十四条 (略)

2 前項の優先資本金は、内容の異なる数種類の優先出資を発行する場合には、その種類ごとに記載しなければならない。

3 (略)

4 (略)

(新優先出資引受権付特定社債による新優先出資引受権)

(資本の部)

第四十三条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

第四十四条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

第四十四条の二 新優先出資引受権付特定社債による新優先出資引受権は、注記しなければならない。

(新設)

(自己の特定持分等に関する注記)

第四十五条 法第一条第一項第二号に規定する金額及び同項第三号に規定する純資産額は、注記しなければならない。

(自己の特定持分に関する注記)

第四十五条 法第一条第一項第二号に規定する金額は、注記しなければならない。

(営業損益)

第四十八条 資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。

(営業損益)

第四十八条 特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。

2 (略)

2 (略)

(当期損益)

第五十二条 第五十条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は税引前当期損失として記載しなければならない。

(当期損益)

第五十二条 第五十条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は当期損失として記載しなければならない。

2 税引前当期利益又は税引前当期損失に加減すべき次の各号の額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益又は税引前当期損失の次に記載しなければならない。

2 税引前当期利益から控除すべき法人税その他の税は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益の次に記載しなければならない。

- 一 法人税その他の税の額
- 二 法人税等調整額

3 税引前当期利益又は税引前当期損失の額に、前項各号の額を加減した額は、当期利益又は当期損失として記載しなければならない。

3 税引前当期利益の額から前項の税の額を控除した額は、当期利益として記載しなければならない。

(営業報告書)

第五十四条 営業報告書には、次の事項その他特定目的会社の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一 定款及び資産流動化計画の概要(その営業年度において当該定款又は資産流動化計画が変更された場合にはその変更の内容を含む。)その他資産の流動化の基本的仕組み

二 営業所、特定出資及び優先出資の状況(特定出資については法第三十一条の二の規定による特定持分信託の設定の状況、優先出資については定款の定めによる優先出資社員の議決権の状況及び法第四十八条の規定による優先出資の消却の状況を含む。)、従業員の状況その他の特定目的会社の現況

三十一 (略)

十一 特定譲渡人との関係(法第一百四十四条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、法第五十条の三第一項に規定する特定目的会社の発行する資産対応証券(特定約束手形を除く。)(の募集等に関する事務の委託に関する事項、その他特定目的会社との間の取引による債権債務関係に関する事項を含む。)

十二 (略)

2 前項第三号の特定資産の管理及び処分の概況の記載は、特定資産の種類が二以上である場合にはその種類ごとに、特定資産の処分にについては貸付け、譲渡、交換又は担保提供の別ごとに、資金の借入

(営業報告書)

第五十四条 営業報告書には、次の事項その他特定目的会社の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一 資産流動化計画の概要(その営業年度において当該資産流動化計画が変更された場合にはその変更の内容を含む。)(その他特定資産の流動化の基本的仕組み

二 営業所、特定出資及び優先出資の状況、従業員の状況その他の特定目的会社の現況

三十一 (略)

(新設)

十一 (略)

2 前項第三号の特定資産の管理及び処分の概況の記載は、特定資産の種類が二以上である場合にはその種類ごとにしなければならない。

れについてはその用途ごとにしなければならない。

3 (略)

第五十六条 附属明細書には、次の事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、特定目的借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減

三十一 (略)

十二 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細

十三 特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、特定目的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分(これらに係る信託受益権を含む。)の明細(種類及び銘柄並びに発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合を含む。)

十四・十五 (略)

2 前項第一号の資本金のうち優先資本金及び同項第二号の特定社債の明細は、第三十四条第三項又は第四十四第二項の区分に従って記載しなければならない。

3 第一項第四号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその種類ごとに記載しなければならない。

4 第一項第五号、第八号及び第十二号の明細は、特定資産の部に記載された資産又は債権とその他の資産の部に記載された資産又は債

3 (略)

第五十六条 附属明細書には、次の事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 特定社債、特定約束手形、長期借入金及び短期借入金の増減

三十一 (略)

十二 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産(特定資産の部に記載されたものを含む。)でその所有権が売主に留保されているものの明細

(新設)

十三・十四 (略)

(新設)

2 前項第四号の明細は、特定資産の種類が二以上である場合はその種類ごとに記載しなければならない。

3 第一項第五号及び第八号の明細は、特定資産の部に記載された資産又は債権とその他の資産の部に記載された資産又は債権とを区分

権とを区分して記載しなければならない。

5| (略)

6| 第一項第十四号の他の特定目的会社の営業が特定目的会社の営業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

7| 第一項第十五号の明細は、特定目的会社の監査報告書に関する規則（平成十年総理府令・大蔵省令第九号）第八条第一項第二号に掲げる事項に関し監査役が監査をするについて参考となるように記載しなければならない。

8| 第一項第十五号の営業費用のうち、法第百四十四条第一項又は第四項の規定による信託報酬又は特定資産の管理及び処分に係る業務の委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

(注記部分の省略)

第五十七条 法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により貸借対照表又は損益計算書を公告する場合には、この府令により記載した注記の部分の公告を省略することができる。ただし、第十五条第二項（第二十八条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の取立不能の見込額、第二十一条第二項の減価償却累計額並びに第四十五条の金額及び純資産額の注記については、この限りでない。

して記載しなければならない。

4| (略)

5| 第一項第十三号の他の特定目的会社の営業が特定目的会社の営業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない。

6| 第一項第十四号の明細は、特定目的会社の監査報告書に関する規則（平成十年総理府令・大蔵省令第九号）第八条第一項第二号に掲げる事項に関し監査役が監査をするについて参考となるように記載しなければならない。

(新設)

(注記部分の省略)

第五十七条 法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により貸借対照表又は損益計算書を公告する場合には、この府令により記載した注記の部分の公告を省略することができる。ただし、第十六条第二項（第十一条、第二十八条第二項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）の取立不能の見込額、第二十一条第二項（第十一条において準用する場合を含む。）の減価償却累計額及び第四十五条の金額の注記については、この限りでない。

(貸借対照表の要旨)

第五十八条 特定目的会社が法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、資産の部を特定資産及びその他の資産の各部に、特定資産の部及びその他の資産の部のそれぞれを更に流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に、固定資産の部を更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に、負債の部を流動負債及び固定負債並びに引当金の部を設けたときは引当金の各部に、資本の部を資本金及び剰余金又は欠損金並びに評価差額金の部を設けたときは評価差額金の各部に区分して、各部につきその合計額を記載し、剰余金又は欠損金の部に当期利益又は当期損失を付記しなければならない。ただし、これらの各部は区分し、又は細分して記載することを妨げない。

2 (略)

3 第一項の要旨には、第四十五条の金額及び純資産額の注記をも記載しなければならない。

(会計監査人存置会社の損益計算書の要旨)

第五十九条 会計監査人存置会社が法第九十五条第四項の規定により公告すべき損益計算書の要旨には、営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益又は経常損失、第五十一条の利益又は損失、税引前当期利益又は税引前当期損失、第五十二条第二項各号の額、当期利益又は当期損失、第五十三条第一項各号の額及び当期末処分利益又は当期末処分損失を記載しなければならない。ただし、

(貸借対照表の要旨)

第五十八条 特定目的会社が法第九十五条第四項又は法第九十九条第三項の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、資産の部を特定資産及びその他の資産の各部に、その他の資産の部を更に流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に、固定資産の部を更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に、負債の部を流動負債及び固定負債並びに引当金の部を設けたときは引当金の各部に、資本の部を資本金及び剰余金又は欠損金の各部に区分して、各部につきその合計額を記載し、剰余金又は欠損金の部に当期利益又は当期損失を付記しなければならない。ただし、これらの各部は区分し、又は細分して記載することを妨げない。

2 (略)

3 第一項の要旨には、第四十五条の金額の注記をも記載しなければならない。

(会計監査人存置会社の損益計算書の要旨)

第五十九条 会計監査人存置会社が法第九十五条第四項の規定により公告すべき損益計算書の要旨には、営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益又は経常損失、第五十一条の利益又は損失、税引前当期利益又は当期損失、第五十二条第二項の税、当期利益又は当期損失、第五十三条第一項各号の額及び当期末処分利益又は当期末処分損失を記載しなければならない。ただし、営業外収益

<p>2 (略)</p>	<p>営業外収益若しくは営業外費用又は第五十一条の利益若しくは損失の額が重要でないときは、その各額の記載に代え、その差額を営業外損益又は特別損益として記載することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>若しくは営業外費用又は第五十一条の利益若しくは損失の額が重要でないときは、その各額の記載に代え、その差額を営業外損益又は特別損益として記載することができる。</p>

改正案	現行
<p>証券取引法施行令第十七条の二第二項及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令</p> <p>第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第二項に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 その有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人に直接又は間接に所有者から譲渡される資産（以下「譲渡資産」という。）が存在すること。</p> <p>二（略）</p>	<p>証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令</p> <p>第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 その有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人に直接又は間接に所有者から譲渡される資産（以下「譲渡資産」という。）が存在し、当該譲渡資産が同項第一号イ、ロ又はハに掲げるものに該当すること。</p> <p>二（略）</p>

改正案

現行

<p>（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け） 第二十一条 法第三十四条第一項第四号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き保有するために必要なものとして当該有価証券を担保とする金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が保護預りをしている有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円（担保とする有価証券の貸付けの時における時価の範囲に限る。次号において同じ。）を超えないもの</p> <p>イ 水（略）</p> <p>ヘ 投資信託又は外国投資信託の受益証券</p> <p>ト 投資証券、投資法人債券又は外国投資証券</p> <p>チ（略）</p> <p>二 顧客から保護預りをしている有価証券が投資信託の受益証券のうち次のイからハまでに掲げるものであつて、当該有価証券の解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保としてその解約に係る金銭の額に相当する</p>	<p>（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け） 第二十一条 法第三十四条第一項第四号に規定する総理府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き保有するために必要なものとして当該有価証券を担保とする金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が保護預りをしている有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円（担保とする有価証券の貸付けの時における時価の範囲に限る。次号において同じ。）を超えないもの</p> <p>イ 水（略）</p> <p>ヘ 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券</p> <p>ト 投資証券又は外国投資証券</p> <p>チ（略）</p> <p>二 顧客から保護預りをしている有価証券が証券投資信託の受益証券のうち次のイからハまでに掲げるものであつて、当該有価証券の解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保としてその解約に係る金銭の額に相当</p>
--	---

額の金銭で、かつ、当該顧客へ貸し付ける金額が当該投資信託の受益証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とする公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第

号）第六条第二号に規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。）であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ (略)

ハ 投資信託財産の貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第 号）第六十四条第一項第二号に規定する公社債投資信託であつて、イの(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

（説明書の交付）

第二十八条 法第四十条に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 八 (略)

する額の金銭で、かつ、当該顧客へ貸し付ける金額が当該証券投資信託の受益証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 主たる投資対象を短期の公社債（前号イからニまでに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とする公社債投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則（平成十年
総理府
大蔵省
令第三十号）第四条第二号に規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。）であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1) (4) (略)

ロ (略)

ハ 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則第四十条第一項第二号に規定する公社債投資信託であつて、イの(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

（説明書の交付）

第二十八条 法第四十条に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 八 (略)

九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者
十 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人及び同条第二十九項に規定する外国投資法人

十一 （略）

2
3 （略）

（取引報告書の記載事項等）

第三十条 （略）

2 法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ （略）

ロ 債券等（法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券並びに転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。））、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一条に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の買

九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条に規定する証券投資信託委託業者
十 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十一条に規定する証券投資法人及び同条第二十項に規定する外国証券投資法人

十一 （略）

2
3 （略）

（取引報告書の記載事項等）

第三十条 （略）

2 法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ （略）

ロ 債券等（法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。））、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一条に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（令第十六条に規定する買戻条件付売買をいう。）

戻条件付売買（令第十六条に規定する買戻条件付売買をいう。）

ハ）ホ（略）

（業務及び財産の状況に関する説明事項）

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (7)（略）

(8) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

(9) (11)（略）

三）五（略）

別表第四（第三十二条第二項第一号関係）

記載事項	記載要領
(略)	(略)

ハ）ホ（略）

（業務及び財産の状況に関する説明事項）

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ（略）

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (7)（略）

(8) 国債証券、社債券、株券及び証券投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

(9) (11)（略）

三）五（略）

別表第四（第三十二条第二項第一号関係）

記載事項	記載要領
(略)	(略)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三 自己融資額、自己貸証券額及び信用取引差金勘定（自己融資額、自己貸証券額及び信用取引差金勘定）</p>	<p>買付株券及び投資信託の受益証券に対する自己融資額並びに売付株券及び投資信託の受益証券に対する自己貸証券額のほか次により算出した信用取引差金勘定を記載する。</p> <p>信用取引差金勘定 = 信用取引勘定差金残高（信用取引勘定借方合計額 - 信用取引勘定貸方合計額） - 自己融資額 + 自己貸証券額</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三 自己融資額、自己貸証券額及び信用取引差金勘定（自己融資額、自己貸証券額及び信用取引差金勘定）</p>	<p>買付株券及び証券投資信託の受益証券に対する自己融資額並びに売付株券及び証券投資信託の受益証券に対する自己貸証券額のほか次により算出した信用取引差金勘定を記載する。</p> <p>信用取引差金勘定 = 信用取引勘定差金残高（信用取引勘定借方合計額 - 信用取引勘定貸方合計額） - 自己融資額 + 自己貸証券額</p>

改正案	現行
<p>（説明書の交付）</p> <p>第十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）<u>第二条第十八項に規定する投資信託委託業者</u></p> <p>十 <u>投資信託及び投資法人に関する法律第一条第十九項に規定する投資法人及び同条第二十九項に規定する外国投資法人</u></p> <p>十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（取引報告書の記載事項等）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの</p>	<p>（説明書の交付）</p> <p>第十五条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十条に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）<u>第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者</u></p> <p>十 <u>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人及び同条第二十項に規定する外国証券投資法人</u></p> <p>十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（取引報告書の記載事項等）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条ただし書に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの</p>

イ (略)

ロ 債券等（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券）（同項第三号に掲げる有価証券にあつては、法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。）及び令第十七条の二に規定するもの）（法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券のうち転換特定社債券及び新優先引受権付特定社債券に準ずるもの並びに第五号の三に掲げる有価証券に準ずるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを除く。）に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているものをいう。）

ハ 水 (略)

イ (略)

ロ 債券等（法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券）（法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券のうち法第二条第一項第五号の三及び第十号に掲げる有価証券並びに法第六十五条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政令で定める有価証券（令第十七条の二第三項に掲げる有価証券のうち法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて令第十七条の二第一項第一号に掲げる有価証券）（法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券に係るものに限る。）に準ずるものとして証券取引法施行令第十七条の二第二項第二号及び第三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年
総理府 令第十二号）第二
大蔵省
条に規定するものに限る。）をいう。以下この号において同じ。
。 ）の買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているものをいう。）

ハ 水 (略)

改正案	現行
<p>（顧客分別金信託の要件）</p> <p>第五条 法第四十七条第三項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、証券会社は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約が行える場合は、次に掲げる場合とすること。この場合において、当該解約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である証券会社に帰属させることを妨げない。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 募集等受入金（顧客から受け入れた売出し、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係る株式、債券、投資信託の受益証券若しくは投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額（当該額が、顧客分別金残余額を超える場合は当該顧客分別金残余額とする。）の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行おうとする場合</p> <p>八（略）</p> <p>十一～十四（略）</p>	<p>（顧客分別金信託の要件）</p> <p>第五条 法第四十七条第三項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、証券会社は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約が行える場合は、次に掲げる場合とすること。この場合において、当該解約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である証券会社に帰属させることを妨げない。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 募集等受入金（顧客から受け入れた売出し、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係る株式、債券、証券投資信託の受益証券若しくは投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額（当該額が、顧客分別金残余額を超える場合は当該顧客分別金残余額とする。）の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行おうとする場合</p> <p>八（略）</p> <p>十一～十四（略）</p>

2
3
(略)

2
3
(略)

改正案	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項） 第三十二条 令第十五条第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 直近の三営業年度における業務の常用を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (7)</p> <p>(8) 国債証券、社債券、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高</p> <p>(9) (11)（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（証券関連業務のための施設の届出等） 第四十八条 法第三十八条第一項に規定する証券業と密接な関係を有する業務を営む者で総理府令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項） 第三十二条 令第十五条第一項第八号に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 直近の三営業年度における業務の常用を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) (7)</p> <p>(8) 国債証券、社債券、株券及び証券投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高</p> <p>(9) (11)（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（証券関連業務のための施設の届出等） 第四十八条 法第三十八条第一項に規定する証券業と密接な関係を有する業務を営む者で総理府令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律）</p>

<p>法律第九十八号(第二條第三項に規定する投資信託をいう。) の委託者と同種類の業務を営む者</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>昭和二十六年法律第九十八号(第二條第一項に規定する証券投資信託をいう。)(の委託者と同種類の業務を営む者</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（金庫等が所有する株式等に含まない株式等） 第二条の二（略）</p> <p>2 法第三十四条第六項の規定により、信託財産である株式等で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令・労働省令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により子会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（労働金庫の付随業務） 第五条の二（略） 2・3（略）</p> <p>4 法第五十八條第二項第十一号の二に規定する有価証券として総理府令・労働省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七條の二第二項又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七條の二第二項及び第三項に規定す</p>	<p>（金庫等が所有する株式等に含まない株式等） 第二条の二（略）</p> <p>2 法第三十四条第六項の規定により、信託財産である株式等で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる総理府令・労働省令で定める株式等は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により子会社が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。</p> <p>（労働金庫の付随業務） 第五条の二（略） 2・3（略）</p> <p>4 法第五十八條第二項第十一号の二に規定する有価証券として総理府令・労働省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七條の二第二項第二号又は第三項に掲げる有価証券（同項に掲げる有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七條の二第二項第二号及び第</p>

る有価証券を定める総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

5・6（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第六条の三（略）

2 法第五十八条の三第一項第二号又は法第五十八条の五第二項第二号に規定する総理府令・労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〇十二（略）

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業（同法第二十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務）（投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものに限る。）を含む。）

十四〇三十六（略）

三〇九（略）

三項に規定する有価証券を定める総理府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、証券取引法施行令第十七条の二第二項第一号イ又は同号イに掲げるものを信託する信託の受益権であるものとする。

5・6（略）

（金庫の子会社の範囲等）

第六条の三（略）

2 法第五十八条の三第一項第二号又は法第五十八条の五第二項第二号に規定する総理府令・労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〇十二（略）

十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業

十四〇三十六（略）

三〇九（略）

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項に規定する有価証券又は同条第三項に規定する有価証券(第五条の六第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

2} 3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十一条の五 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十一条の四 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項又は同条第三項に規定する有価証券(第五条の六第三項第六号に規定する証券又は証書を除く。)

三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券(次条において「受益証券等」という。)

2} 3 (略)

(証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十一条の五 金庫は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(金庫の特定関係者)

第十二条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、金庫又は法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二十条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条の規定により法人等が同法第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五

(金庫の特定関係者)

第十二条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、金庫又は法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は法人等に指図を行うことができるものに限る。)に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二十条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十二条の規定により法人等が同法第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。)に係る議決権を含むものとする。

4 特別目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法

号) 第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同法第二条第三十一項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。) に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第五条の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推定する。

律(平成十年法律第百五号) 第二条第二項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、令第五条の二第一項第一号に規定する金庫の子法人等に該当しないものと推定する。